

令和 6 年 5 月 17 日現在

機関番号：14101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01268

研究課題名（和文）環境保全手法としての環境賦課金（排水賦課金）の法的位置付けに関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Legal Status of Environmental Charges (Water Effluent Charge) as an Instrument of Environmental Protection

研究代表者

岩崎 恭彦 (IWASAKI, Yasuhiko)

三重大学・人文学部・教授

研究者番号：20378277

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、ドイツにおける排水賦課金制度の改革論議を参照することにより、環境保全手法としての環境賦課金の法的位置付けについて考察した。本研究の成果は、次の3点を一定程度明らかにしたことにある。

第1に、ドイツにおいて排水賦課金制度の改革を促している要因（EUの水枠組指令の採択およびドイツの連邦制度改革）が、排水賦課金の将来の改革に対してどのような影響を及ぼすかを明らかにした。第2に、排水賦課金制度の改革論議の全体像、そして今日の様相を、広く全般的に明らかにした。第3に、全体としての水域保全の法システムにおいて、排水賦課金制度の改革論議が進められていることの意義や課題、今後の展望を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、ドイツにおける排水賦課金制度の改革論議の紹介を通じて、わが国での水質保全分野における経済的手法の導入や実施に向けた議論を喚起することに貢献しようとしたものである。また、排水賦課金制度の改革に関するドイツ環境法・環境法学における検討の仕方や議論内容に着目する本研究は、環境保全手法としての環境賦課金の法的位置付けを考えるうえでも有益な示唆に富むものである。

研究成果の概要（英文）： This study considered the legal status of environmental charges as an instrument of environmental protection by referring to the discussion on the reform of the water effluent charge system in Germany. In response to its research question, this study achieves the following three main results by clarifying to a certain extent:

(1) how will the factors that prompting the reform of the water effluent charge system in Germany, a) the EU Water Framework Directive and b) the Reform of German Federalism, affect the future reform of the German water effluent charge system; (2) how has the discussion on the reform of the German water effluent charge system progressed to date; (3) what is the significance of the discussion on the reform of the German water effluent charge system, which is taking place within the overall system of water management laws.

研究分野：環境法

キーワード：環境賦課金 排水賦課金 環境保全手法 水域保全法制 ドイツ環境法

## 1. 研究開始当初の背景

従来、環境法・環境法学において、環境保全手法はどのように論じられてきたか。これに関しては、第1に、政策と法との結びつきを重視する、という点には各論者の間に共通理解があるといえると思われる。このことから、環境関連法律が定める個々の行為形式や制度を、政策(政策目的)実現のための手段として機能的に捉え、その組み合わせを類型化したものを環境保全手法とすることができる。ただし、第2に、環境保全手法をどのように類型化・分類するかについては、論者によって区々である。この点に関して研究開始当初における議論の一端をみると、たとえば、政府が2018年に策定した「第5次環境基本計画」は、直接規制的手法、枠組規制的手法、経済的手法、自主的取組手法、情報的手法、手続的手法、事業的手法に区分しているが、環境法学の代表的テキストの一つである大塚直『環境法[第4版]』有斐閣(2020年)は、総合的手法、規制的手法、誘導的手法および合意的手法、事後的措置、事業手法との区分を用いている、といった具合にである。もっとも、こうして各手法の位置付け方には微妙な差異が存しながらも、第3に、傾向的には、規制的手法とそれ以外の手法(非規制的手法、規制によらない手法)との区分が存在することを前提に、両者を対置させて比較することによって、各手法の特色を明らかにし、また、規制的手法に対する意味での個々の手法の優劣を評価する、といった議論がなされてきたところに、環境保全の手法論にある程度共通した特徴を見出すことができる。

このような環境法・環境法学における環境保全手法の論じ方に対して、本研究は、ドイツにおける排水賦課金制度の改革論議の考察を通じて、再検討を試みたものである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的としては、ドイツで展開されている排水賦課金制度の実際の改革論議が、今日なお伝統的な規制的手法との関係で排水賦課金という手法をどのように位置付けるべきかという点に関心を寄せていることに着目して、改革のための検討の仕方や議論内容をわが国に紹介し考察することを目的とした。

本研究代表者は、先に「1. 研究開始当初の背景」で述べたわが国の環境法・環境法学における環境保全の手法論の傾向的な特徴に対しては、次のように考えている。

環境法・環境法学が対象とする多くの法律群において、現実には、命令・強制を主な内容とする command and control 型の伝統的な規制的手法がその中心に据えられている。規制的手法が中心的地位を占めるのは今後も同様であるだろうし、その他の手法を導入する場合には、規制的手法を廃止したうえで独自に導入する、というような代替的ないしは選択的な関係にはない。また、その他の手法の導入が検討される背景には、既存の規制的手法の機能不全の問題が存在しており、その機能不全を補う役割を期待して、それらの手法が導入されることが多い。

そうだとすると、それらの環境保全手法については、規制的手法と対置させて比較するのではなく、むしろ規制的手法を中心とする全体としての法システムの中で、規制的手法の機能不全ないしは不備・欠缺を補完するものとして法的に位置付けることによって、それらの手法の意義や特徴を考えることが必要となるはずである。

以上のような認識に立ってドイツの環境法・環境法学の議論動向に目を向けてみると、排水賦課金は当初から、水管理法上の排水許可や排水基準といった伝統的な規制的手法と密接に関連付けられてきた。しかも、目下の改革論議においても、排水賦課金を、規制的手法と無関係に再構成するというのではなく、規制的手法の限界を補完するものとして法的に位置付けようとしている。換言すれば、水管理法上の規制的手法を中心とする全体としての水域保全法制を前提としつつ、規制的手法のみによっては対応できないか、もしくは規制的手法にはなじみにくい部分を補うものとして、排水賦課金という環境保全手法を位置付けようとしていると理解することができる。

このように、ドイツの環境法・環境法学においては、水管理法上の規制的手法と排水賦課金を対置させるのではなく、水管理法を中心とする全体としての水域保全法制の中で、規制的手法とそれを補完する手法とを連続的に捉えたうえで、排水賦課金という環境保全手法を、規制的手法との関係でどのように位置付けるべきかということを中心に問い続けてきた。そして、排水賦課金の目下の改革論議も、まさに、この点に議論の焦点が置かれているところに、その最大の特徴がある。

このような検討の仕方やそれに基づく議論内容は、今後、わが国が水質保全分野において排水賦課金のような制度を導入する際に参考となるばかりではなく、環境保全の手法としての環境賦課金の法的位置付けを考えるうえでも有益な示唆に富むものである。

### 3．研究の方法

排水賦課金制度の改革論議を素材として環境賦課金という環境保全手法の法的位置付けについて考察する本研究は、上記の研究目的を達成するため、ドイツの環境法・環境法学における文献の調査を主たる研究の方法とした。それに加えて、環境関連法制・環境法政策・環境行政法に関する立法関係資料や実務関連資料を含めて幅広く文献の調査を行った。また、関連するわが国の環境法・環境法学における文献の調査を進めた。

### 4．研究成果

本研究の成果として、次の3点を挙げるができる。

第1に、ドイツにおいて排水賦課金制度の本格的な改革を、いずれ近いうちには検討されなければならない喫緊の課題へと押し上げている諸要因が、来たるべき排水賦課金制度の改革に対してどのような影響を及ぼすかについて、調査・検討した。具体的には、EUの水枠組指令の採択との関係では、ドイツにおけるその国内法化に際して、排水賦課金と緊密な関係にある水管理法の中に「原因者負担原則」について定める規定が設けられ、その具体化措置として経済的手法の導入が推奨されるようになったことが、排水賦課金制度の目下の改革論議に重要な影響を及ぼしていることを明らかにした。また、ドイツの連邦制度改革との関係では、水管理に関しては、連邦の立法権限を強化する一方で諸州の立法権限を制限するかに見える今次の連邦制度改革が、排水賦課金制度の改革の今後の進捗に一定程度作用しうることを明らかにした。

第2に、排水賦課金制度の改革論議の全体像、そして今日の様相を、広く全般的に把握するための調査・検討を進めた。この点については、排水賦課金制度の改革論議の契機を提供するためにドイツ連邦環境庁の委託先研究会が公表した鑑定意見書「排水賦課金の改革：更に発展すべき規律の選択肢、シナリオおよび影響」について、詳細な分析・検討を加えた。また、同鑑定意見書公表後の議論の蓄積状況を承けて、近時の研究動向の追跡調査を行った。

第3に、全体としての水域保全の法システムの中において、排水賦課金の改革論議が進められていることの意義や課題、今後の展望について検討を進めた。排水賦課金制度の改革は、決してそれ自体が独自に行われるわけではなく、水域保合法制の中心的手法である水管理法上の規制的手法との整合性を図りつつ行われる必要がある、という基本的認識が排水賦課金制度の改革論議の根底には存在している。そこで、1976年の排水賦課金法の制定以降、数次にわたる法改正を経て、ますます緊密に関連付けられるようになった水管理法上の規制的手法と排水賦課金法の規範構造が、今次の排水賦課金制度の改革を通じていかなる変容を遂げ、そして全体としての水域保全の法システムはどのようなものとして再構成されていくのかについて展望を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

|  |                         |
|--|-------------------------|
| 1. 著者名<br>岩崎恭彦                         | 4. 巻<br>-               |
| 2. 論文標題<br>水上安全                        | 5. 発行年<br>2022年         |
| 3. 雑誌名<br>条例政策研究会『行政課題別・条例実務の要点』第一法規   | 6. 最初と最後の頁<br>3967-3980 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし          | 査読の有無<br>無              |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著<br>-               |

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1. 著者名<br>辻雄一郎（編著）・下村英嗣（編著）・赤淵芳宏（編著）・黒川哲志（編著）・久末弥生（編著）・岩崎恭彦ほか（著） | 4. 発行年<br>2022年 |
| 2. 出版社<br>勁草書房   | 5. 総ページ数<br>208 |
| 3. 書名<br>判例アメリカ環境法   |                 |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 1. 著者名<br>西村智朗（編著）・山田健吾（編著）、Uchralt Otede（著）・岩崎恭彦（著）・倉澤生雄（著）・鳥谷部 壤（著）・遠井朗子（著）・庄村勇人（著）・Yonjae Paik（著）・Christopher McElwain（著）・岡松暁子（著） | 4. 発行年<br>2022年 |
| 2. 出版社<br>嵯峨野書院  | 5. 総ページ数<br>282 |
| 3. 書名<br>ハイブリッド環境法   |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

|                           |                       |    |
|---------------------------|-----------------------|----|
| 氏名<br>（ローマ字氏名）<br>（研究者番号） | 所属研究機関・部局・職<br>（機関番号） | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|